

# 7 原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃サービス株式会社（以下「丙」という。）及び日本原燃産業株式会社（以下「丁」という。）は、電気事業連合会（以下「戊」という。）が甲及び乙に協力要請をした原子燃料サイクルの主要施設である再処理施設、ウラン濃縮施設及び低レベル放射性廃棄物貯蔵施設（以下「サイクル三施設」という。）の立地に関し次のとおり協定を締結する。

## （基本的事項）

- 第1条 甲及び乙は、丙及び丁がサイクル三施設を青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原開発地区内に立地することに関し協力するものとし、丙及び丁は、甲及び乙がこれを契機に推進を図る地域振興対策に協力するものとする。
- 2 丙及び丁は、甲及び乙がサイクル三施設の立地が国のエネルギー政策、原子力政策に沿う重要な事業であるとの認識のもとに、同施設の安全確保を第一義に、地域振興に寄与することを前提としてその立地協力要請を受諾したものであることを確認し、同施設の建設及び管理運営並びに前項の地域振興対策への協力に当たっては、甲及び乙の意向を最大限に尊重するものとする。

## （事業構想の実現）

- 第2条 丙及び丁は、戊が甲及び乙に提出した「原子燃料サイクル施設の概要」に示されている事業構想を確実に実現するものとする。

## （立地環境調査の実施）

- 第3条 丙及び丁は、サイクル三施設の立地に当たっては、必要かつ十分な立地環境調査を実施するものとする。

## （安全対策）

- 第4条 丙及び丁は、サイクル三施設の安全を確保するため、戊が甲の委嘱した専門家に示した主要な安全対策を確実に履行するほか、国内外におけるサイクル三施設についての運転経験、技術開発等から得られる最良の技術を採用し、サイクル三施設の設計、建設及び管理運営に万全を期するものとする。

## （安全協定等の締結）

- 第5条 丙及び丁は、甲及び乙の求めに応じ、サイクル三施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するため、必要な協定を締結するものとする。

## （広報）

- 第6条 丙及び丁は、原子燃料サイクル事業の安全性等について住民の理解を深めるため、戊の協力のもとに、長期継続的な広報活動の充実強化に努めるものとする。

#### (事故、風評による被害対策)

第7条 丙及び丁は、万一原子力損害が発生した場合は、原子力損害の賠償に関する法律等に基づき厳正適切に対処するものとする。

2 丙及び丁は、甲及び乙と協議のうえ風評による被害が生じた場合にそなえ、必要な措置を講ずるものとする。

#### (地域振興)

第8条 丙及び丁は、地域の振興に寄与するため、サイクル三施設建設の工事、資材調達等及びサイクル三施設の管理運営面での荷役、輸送等の諸業務に係る地元参画並びに地元雇用を積極的に推進するものとする。

2 丙及び丁は、前項の地元雇用を促進するため、教育、訓練機会の創出に努めるものとする。

3 丙及び丁は、戊の協力のもとにサイクル三施設に関連する企業の立地について、積極的に誘導、支援するものとする。

4 丙及び丁は、戊の協力のもとに前3項に定めるもののほか、多角的な企業立地について積極的に誘導、支援するとともに、原子力関連教育、研究機関の設置等広く地域振興施策の推進に協力するものとする。

#### (資料等の提供)

第9条 丙及び丁は、安全確保対策、地域振興対策等のため必要とする事項について、資料、情報等の提供を甲又は乙が求めた場合には、これに協力するものとする。

#### (立会人)

第10条 戊は、サイクル三施設の立地協力要請を行った経緯に鑑み、丙及び丁の一体的体制がとられるよう特に配慮するとともに、サイクル三施設の事業構想が確実に実現されるよう丙及び丁の指導、助言に当たるものとする。

2 戊は、前項に定めるもののほか、本協定及び本協定に基づく覚書の履行について、丙及び丁の指導、助言に当たるものとする。

#### (覚書)

第11条 この協定の施行に関し、必要な事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ別に覚書で定めるものとする。

#### (その他)

第12条 この協定に関し疑義が生じたとき、この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が署名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和60年4月18日

甲 青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 北村正武

- 乙 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475番地  
六ヶ所村長 古川 伊勢松
- 丙 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号  
日本原燃サービス株式会社  
代表取締役社長 小林 健三郎
- 丁 東京都千代田区大手町一丁目6番1号  
日本原燃産業株式会社  
代表取締役社長 大垣 忠雄
- 戊 立会人  
東京都千代田区大手町一丁目9番4号  
電気事業連合会  
会長 小林 庄一郎